

令和5年4月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月5日(水) 午後1時30分から午後1時59分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第4条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 非農地判断について
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年4月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 それでは、皆さんこんにちは。御存じのように、今、県議員選挙があつておりますが、中盤に入りまして、どの候補も一生懸命選挙運動をなされておると思いますが、自分たちも思い思いにですね、必ず投票所に行って投票をしていただきたいと思っております。どなたも一生懸命頑張ってくださいをお願いしながら投票するわけでございます。私たちが投票しないで後から評価をしても問題があるかなと思っておりますので、どうか皆さん方も思い思いの方を一生懸命応援して、そして、投票日には必ず投票をしていただきたいと思っております。
事務局	今日は第1号議案から第5号議案までございますので、皆さん方の審議をよろしくお願い申し上げます。
議長	ありがとうございます。 本日は、14名の委員さん全ての出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
事務局	それでは、ただいまから令和5年4月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名をさせていただきます。 2番本村委員、3番下村委員をお願いします。 次に、第1号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は福所江川西の芦刈町中溝地区を通る市道中溝線北にある農地で、転用目的は駐車場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)であり、許可し得るものと判断しております。 なお、申請者の境内地及び墓地の面積の合計は2,773平米であり、既存施設の2分の1の面積は1,386平米となるため申請面積が下回っており、許可基準に合致いたします。 以上でございます。
議長	この案件については11番野口委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

1 1 番

農地法第 4 条申請事前調査事項。

申請者、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

4、調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であることと判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を施工される。雨水は集水後に東側水路へ排水し、し尿及び生活雑排水はない。

その他の特記事項について、令和 5 年 3 月 1 日に説明を受け確認をしています。

令和 5 年 4 月 5 日、農業委員、野口浩美です。どうぞ審議のほどよろしく願います。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第 2 号議案 農地法第 5 条による許可申請についてを議題とします。

申請番号 1 について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は 2 ページを御覧ください。

本日の農地法第 5 条の許可申請の審議件数は 1 件でございます。

申請番号 1 について説明をいたします。

資料は 7 ページからとなります。

(第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請、申請番号 1 について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線東の三日月町久本地区を通る市道久本四条線北にある農地で、転用目的は資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね 500 メートル以内にある第 2 種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は JR 久保田駅から約 525 メートルに位置しております。

以上でございます。

議 長

この案件については 7 番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

農地法第 5 条申請事前調査について報告申し上げます。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的等については、先ほどの事務局からの報告のとおりであります。

5、調査事項としまして、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断いたしました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当と判断いたしました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断いたしました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、給水計画は予定されておられません。雨水は計画地周囲に排水する側溝を整備し、水路へ放流。周辺農地への影響は少なくとも適当であると判断いたしました。

その他特記事項について、令和5年3月27日、現地にて確認をいたしました。

令和5年4月5日、小城市農業委員会農業委員、池田政孝。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号35まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は3ページから15ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が130筆、利用権の再設定が8筆、合計で138筆、総面積は32万2,654.84平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていることと判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号35までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は16ページを御覧ください。

農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。

本日の売渡希望の審議件数は4件でございます。

資料は14ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡

議 長	<p>希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長 11番 事務局	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 売渡し総額が〇〇〇万円と〇〇〇万円と。向こうのお願いした金額ですかね。 お答えをいたします。 資料の32ページに御本人さんが御記載いただいた希望の申出書を添付しておりますが、この金額に関しましては御本人さんがこういうふうにご記載をされております。ですから、反当たりで計算をしますと〇〇〇万円と〇〇〇万〇〇〇〇円ほどになります。ですから、相場の価格からしたら2割ほど高いのかなというふうには、2割から3割ぐらいですね、今大体、芦刈地区で〇〇万円から〇〇万円ぐらいで取引がなっていますから、それからしたら若干高いかなというふうには思っております。</p>

11番	<p>そして、これはたしか〇〇〇〇〇〇〇〇が今小作しようですもんね。解除はしちゃあこっちゃい分からんばってんですよ、去年まで。普通の田んぼですもんね。やっぱりせんやったとですかね、そこんたい分からんね。それは聞かんとばってんね、自分もさ。</p>
事務局 11番 事務局	<p>小作の、この申出を…… 解除はしちゃあでしょう。 はい。この申出をされる際には、小作契約をされている場合は解約をして申出をしてくださいということでお願いをしています。ですから、ひょっとしたら解約のお願いをされる際に、〇〇さんのほうに農地を売買するからというお話をされている可能性が高いのかなと思いますので、まずは〇〇〇〇〇〇さんにお話をさせていただいて……</p>
11番 事務局 11番	<p>大体ね、あそこはほとんどね、購入しんさあばってん。 はい。結構頑張っていたら…… 頑張って買いんさあばってん、今度、この小作しようところば買われるかどうか。</p>
事務局 11番 事務局	<p>ですから、お話をさせていただいて、その際に…… 話さんばいかんですね。 はい。まずは現状、解約をされたものの、小作をされている方にまず最初にお話をさせていただいて、それから順次、周辺に広げていくということでお願いをしておりますので、まずは今、小作をされている〇〇さんにお話をさせていただいて、あとはもう、金額に関してはどうしても相手があることですので、この額じゃないとということで御本人さん、申出人さんがおっしゃれば、この申出自体が流れてしまう可能性は十分あるのかなと思います。</p>
11番 事務局 議長	<p>はい、分かりました。 よろしく願いいたします。 ほかにございませんか。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。 申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は17ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。 本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。 資料は39ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること</p>

事務局	<p>に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は18ページを御覧ください。</p> <p>非農地判断について説明をいたします。</p> <p>資料は41ページからと、別に配付しております航空写真を御覧ください。</p> <p>非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p> <p>今回審議していただく農地は、畑3筆、1,421平米でございます。</p> <p>申請書を受領後に担当が事前に現地確認を行いました。周辺は山林化しており、申請地を特定することができませんでした。そのため、3月27日の農地転用許可申請事前調査時に航空写真を机上で確認し、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。</p>
議長	<p>農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。</p> <p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を4月25日火曜日、午後1時30分から西館2階の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。</p> <p>5月の定例農業委員会の日時、場所ですが、5月の連休がありますので、5月9日火曜日の午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、これもちまして4月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員